当別町一般廃棄物処理基本計画

令和3年2月

北海道当別町

目 次

第1章 言	十画策定の趣旨
第1節	計画の目的 ・・・・・・・・・・・1
第2節	計画の位置づけ(他の計画等との関係)・・・・・・・・・・1~2
第3節	
第4節	計画の範囲・・・・・・・3
第5節	計画目標年次・・・・・・・3
	当別町の概況
	自然的特性 · · · · · · · 4~5
	社会特性6~10
第3節	将来計画・・・・・・・・11~12
第3章 3	ごみ処理基本計画
第1節	ごみ処理の現状と課題・・・・・・・13~27
第2節	ごみ処理行政の動向・・・・・・28~35
第3節	ごみ処理基本計画・・・・・・・・・36~45
	生活排水処理基本計画
第1節	生活排水処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・46~54
第2節	生活排水処理計画・・・・・・・・55~58
第3節	し尿・汚泥の処理計画・・・・・・・59~60
第4節	その他の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60~61

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の目的

「当別町一般廃棄物処理基本計画」(以下「本計画」といいます。)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項の規定に基づき、当別町(以降「本町」といいます。)の区域内の一般廃棄物(ごみ及び生活排水)処理に関する計画を定めるものです。

本計画は、現在の社会情勢、経済情勢や本町の地域特性、町民要望等を踏まえて策定します。ごみ処理に関しては、本町が今後目指すべき循環型社会の基本的考え方を明確にし、長期的な視野に立った総合的な方針を定め、ごみの発生抑制・リサイクルや減量に関する将来目標を設定し、具体的施策を構築するとともに、本町の一般廃棄物を適正かつ効率的に安全で安定的に処理するための指針となる基本計画を策定することを目的とします。生活排水処理に関しては、本町における生活排水処理の現況を把握・整理し、現況における課題を抽出したうえで、将来における適正な生活排水処理を行うための基本計画を策定することを目的とします。

第2節 計画の位置づけ(他の計画等との関係)

本計画の位置づけは、図1-2-1のとおりです。

本計画は、「廃棄物処理法」、「容器包装リサイクル法」等の関係法令や国及び北海道の計画等に基づき、長期的・総合的視点に立って策定します。「当別町第六次総合計画」は、本計画の上位計画に位置するため、本計画は総合計画の基本構想に即した計画として策定します。本計画は、本町が関わる広域化計画との整合を図ります。本町の「分別収集計画」を改定する場合には、本計画との整合性に配慮します。

本計画は、10年間の長期計画であり、毎年度策定する「当別町一般廃棄物処理実施計画」の上位計画に位置します。

「ごみ処理基本計画」は、本町が長期的総合的視点に立って、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めます。

「生活排水処理基本計画」は、本町が長期的・総合的視野に立って、将来における 生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水 処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定 めます。

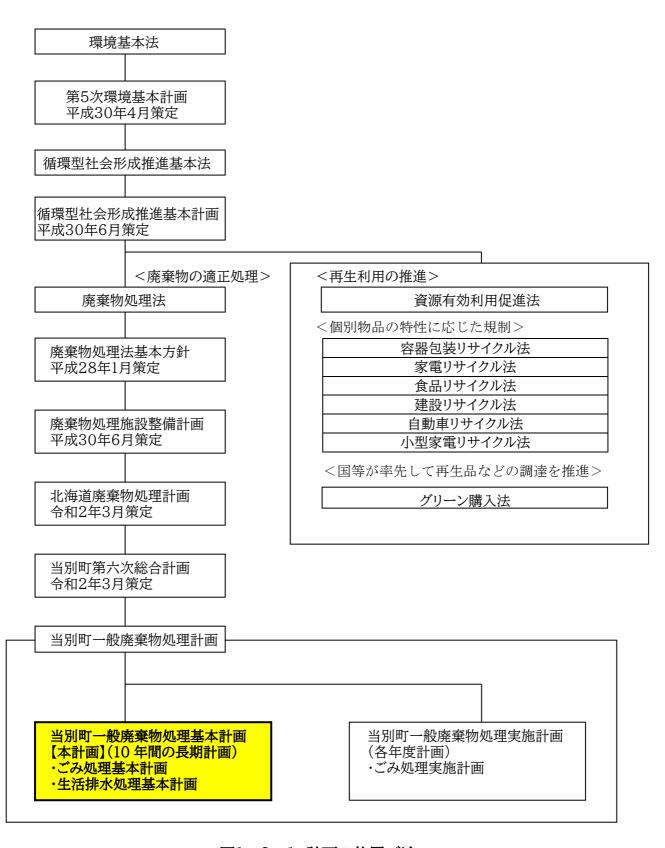


図1-2-1 計画の位置づけ

第3節 計画対象区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域内全域とします。

第4節 計画の範囲

本計画の範囲は、一般廃棄物とします。一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水」に分けられます。「ごみ」には事業系一般廃棄物も含みます。「生活排水」は生活雑排水、し尿及び浄化槽汚泥とします。

第5節 計画目標年次

本計画は、令和3(2021)年度を初年度とする10年間を計画期間とし、計画目標年次は令和12(2030)年度とします。本計画は、概ね5年ごとに改訂するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。

第2章 当別町の概況

第1節 自然的特性

1 位置

本町は、石狩川河口から16km離れた石狩振興局管内の東北部に位置し、南は江 別市、西南は石狩川をへだてて札幌市、西は石狩市、東は新十津川町、浦臼町、月 形町、新篠津村に隣接しています。石狩川へ合流する当別川の流域と石狩平野の一 部を有し、当別川に沿った帯状の耕地からなっている東西約26km、南北約47km、 面積422.86kmの町です。



図2-1-1 本町の位置

2 地象

本町の地形は、北部は樺戸山地に属する山岳地帯であり、南部は石狩平野の一部をなす平地になっています。最北端は暑寒別(ショカンベツ)岳に連なる察来 (サックル)山(589.9m)で、北東には神居尻(カムイシリ)山(946.7m)、地勢根尻(チセネシリ)通称ピンネシリ山(1,100.3m)、隈根尻(クマネシリ)山(971.4m)が連なり、伊達山丘陵地へと南下しています。北西には別狩(ペッカリ)岳(726.1

m)、別刈(ペッカリ)岳(666.2m)、阿蘇岩山(418.1m)が連なり、石狩段丘となって石狩川河口に達しています。

河川は、一級河川の石狩川が南西端を流れており、町域を南北に縦断して一級河川の当別川が石狩川に合流しています。当別川は最北端の察来山を源として東西に連なる山岳の支流を集め、当別市街を経て石狩川に合流しています。南東部には国営篠津泥炭地開発事業によって開削された篠津運河があり、この地域の重要な河川の役割を果たしています。この他町内には一級河川が8川、準用河川が1川、普通河川が26川あります。

3 気象

本町の気候は、北海道全体からみると温暖でありますが、平均的に冬はやや寒く、夏はやや暑い準大陸性気候です。年間の平均気温は8.0℃で、年間降水量は、平均700mm前後となっています。最多風向は西風であり、手稲連山と樺戸山地に挟まれた平地に位置する本町の冬季は、石狩湾からの季節風がまともに吹き込んでくることと、石狩湾低気圧による局地的豪雪によって、道内でも有数の吹雪常習地帯で、年間平均降雪量は640cmとなっています。平成23年度においては近年まれにみる大雪となり、年間979cmの降雪量を記録しました。

第2節 社会特性

1 人口·世帯数

本町における過去10年間の人口及び世帯数の推移は、表2-2-1と図2-2-1 のとおりです。

本町は、札幌大橋の開通などにより大都市「札幌市」とのアクセスが飛躍的に向上したため西部地域の宅地開発が進行し、平成2年から平成7年にかけて人口が著しく増加しました。しかし、その後は増加傾向が緩やかになり、少子高齢化社会の到来により、全国的に人口減少社会に突入したこともあり、本町の人口は平成11年度の20,875人をピークに減少に転じ、現在15,731人(令和2年4月1日現在)となっています。

表2-2-1 人口及び世帯数の推移 出典: 当別町住民基本台帳

年度	人口	世帯数	1世帯あたりの人口
	(人)	(, ,	(人/戸)
H23	18, 497	7,729	2.39
H24	18, 224	7,694	2.37
H25	17,835	7,636	2.34
H26	17, 377	7,600	2.29
H27	17, 100	7,608	2.25
H28	16, 701	7, 579	2.20
H29	16, 470	7, 574	2.17
H30	16, 240	7,620	2.13
H31	15, 972	7,634	2.09
R2	15, 731	7,634	2.06

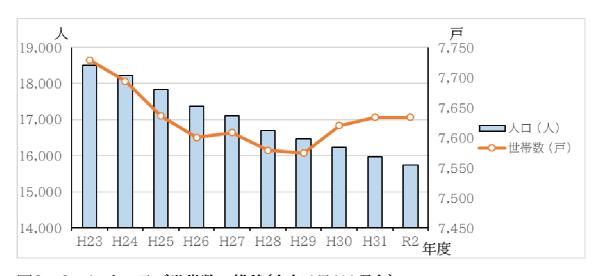


図2-2-1 人口及び世帯数の推移(各年4月1日現在)

本町における平成23(2011)年度と令和元(2019)年度の5歳階級別人口は、表2-2-2と図2-2-2~3のとおりです。年少人口が少なく、老年人口が多い分布になっています。平成23(2011)年度と令和元(2019)年度を比較すると、年少人口指数が3.8ポイント減少、老年人口指数が20.7ポイント増加しています。生産年齢人口は減少の傾向にあります。

表2-2-2 平成23(2011)年度と令和元(2019)年度の男女別5歳階級別人口

左抵陸屋	平成23(2011)年度			令和元(2019)年度		
年齢階層	男子	女子	合計	男子	女子	合計
0~4歳	232	225	457	165	148	313
5~9歳	335	317	652	177	197	374
10~14歳	451	471	922	282	272	554
15~19歳	558	587	1, 145	382	353	735
20~24歳	527	462	989	438	422	860
25~29歳	398	348	746	307	268	575
30~34歳	380	316	696	338	271	609
35~39歳	510	512	1,022	306	284	590
40~44歳	564	607	1, 172	393	370	763
45~49歳	658	691	1, 349	521	515	1,036
50~54歳	746	711	1, 457	554	614	1, 168
55~59歳	715	624	1, 339	689	694	1, 383
60~64歳	763	832	1, 595	678	618	1, 296
65~69歳	590	681	1, 271	721	686	1,407
70~74歳	500	595	1,095	601	724	1, 325
75~79歳	453	491	944	488	581	1,069
80歳以上	471	903	1, 374	649	1,088	1,737
合計	8,851	9,373	18, 224	7,689	8, 105	15, 794
年少人口	1,018	1,013	2,031	624	617	1, 241
(0~14歳)	(11.5%)	(10.8%)	(11.1%)	(8.1%)	(7.6%)	(7.9%)
生産年齢人口	5,819	5,690	11,510	4,606	4,409	9,016
(15~64歳)	(65.7%)	(60.7%)	(63.2%)	(59.9%)	(54.4%)	(57.1%)
老年人口	2,014	2,670	4,685	2, 459	3,079	5, 539
(65歳以上)	(22.8%)	(28.5%)	(25.7%)	(32.0%)	(38.0%)	(35.1%)
年少人口指数	17.5%	17.8%	17.6%	13.5%	14.0%	13.8%
老年人口指数	34.6%	46.9%	40.7%	53.4%	69.8%	61.4%

出典: 当別町住民基本台帳より

※1 年少人口指数は、年少人口を生産年齢人口で除した割合

※2 老年人口指数は、老年人口を生産年齢人口で除した割合

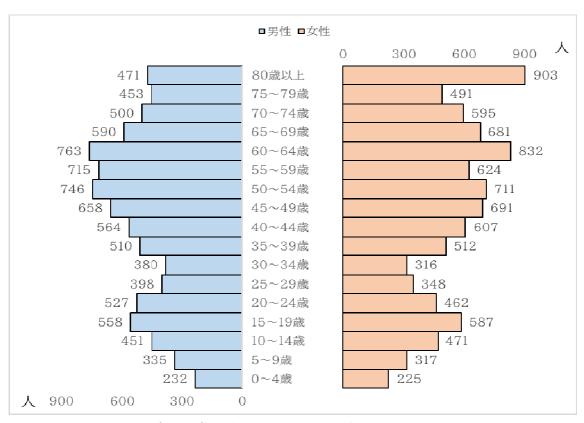


図2-2-2 平成23(2011)年度の男女別5歳階級別人口

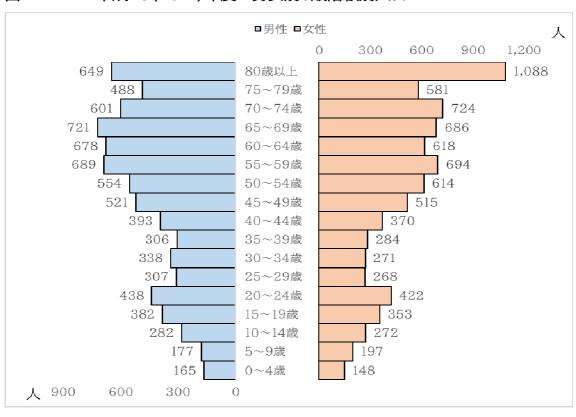


図2-2-3 令和元(2019)年度の男女別5歳階級別人口

2 産業

本町における産業別就業者数の推移は、表2-2-3と図2-2-4のとおりです。 平成12(2000)年と平成27(2015)年を比較すると、第一次、第二次、第三次産業の就業者は減少しており、全体の就業者数も1,545人と大幅に減少しています。 産業別就業者数の割合としては、第三次産業就業者の割合が半分以上を占めており、平成12(2000)年62%、平成17(2005)年63%、平成22(2010)年65%、平成27(2015)年66%と増加傾向にあります。

表2-2-3 産業別就業者数 (単位:人)

	産業分類	H12	H17	H22	H27
	连 未刀 炽	(2000)	(2005)	(2010)	(2015)
第	一次産業	1,863	1,605	1, 375	1, 258
	農業	1,853	1,590	1, 361	1, 243
	林業	9	14	14	15
	漁業	1	1	0	0
第	二次産業	1,857	1, 793	1,562	1,500
	鉱業	14	19	10	6
	建設業	1,469	1, 210	976	869
	製造業	374	564	576	625
第	三次産業	5, 956	5,699	5, 509	5, 373
	電気・ガス・熱供給・水道業	57	40	34	29
	サービス業	5, 314	5,120	4,859	4,758
	公務(他に分類されないもの)	585	539	616	586
合	計	9,676	9,097	8, 446	8, 131

出典:国勢調査より

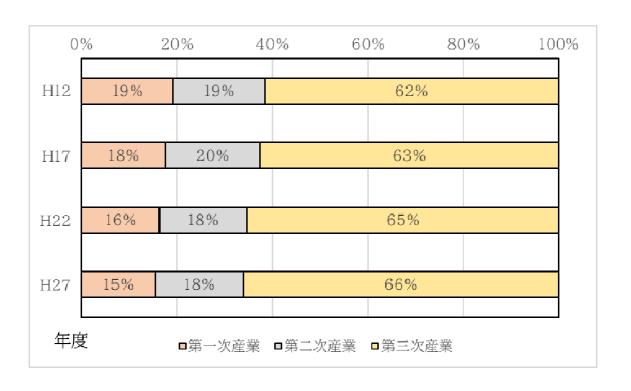


図2-2-4 産業別就業者数の割合

3 交通

本町の道路交通は、国道275号、国道337号(道央圏連絡道路)、道道112号(札幌当別線)、道道81号(岩見沢石狩線)等により隣接市町村と連絡しています。

当別町の鉄道網は、JR札沼線(学園都市線)が通り、通勤通学など町民の日常生活に利用されています。

4 土地利用

本町における大部分は、市街地と市街地を取り巻く農地、北側に広がる山間部の森林の大きく3つのゾーンに分かれています。当別町の都市計画区域は、16,768 ha であり、行政区域の4割を超えており、ほかの都市群に比べ高くなっています。

また、都市計画法による規制が都市地域だけでなく、農業地域や森林地域にもかかっていることで、自然環境の適正な保全が可能となっています。

第3節 将来計画

本町では、令和2(2020)年3月に「当別町第六次総合計画」を策定しました。総合計画は、最も基本となるまちづくりの方針を示したもので、本計画の上位計画に位置します。

総合計画の基本構想の概要は次の通りです。

期間	令和2(2020)年度~令和6(2024)年度
基本施策	1 住みよいまちづくり【地域・生活・環境】
	2 豊かな人づくり【子育て・生涯学習】
	3 元気なまちづくり【健康・福祉・医療】
	4 活力あるまちづくり【農林業・商工業・観光業・エネルギー・移住定住】
将来人口	令和12(2030)年までに16,000人
	令和22(2040)年までに18,000人
	令和42(2060)年までに20,000人
総合戦略	戦略プラン I :産業力の強化~しごとの創生~
	戦略プランⅡ:人を呼び込むまちの再生~魅力の創生~
	戦略プランⅢ:未来を担う子供の育成~ひとの創生~
	戦略プランⅣ:住み続けたいまちの形成~まちの創生~
	定住人口減少克服・地方創生の実現

総合計画の一般廃棄物に関して取り組む政策は以下の通りです。

	○健康で安全な	暮らしができるよう自然環境の保全と、環境美化に対する意識					
	づくりに努める	lo .					
니니	○ゴミステーショ	ンの管理や清掃、利用者指導、違反排出ごみの処分、空き宅					
地	地の草刈など、地域における環境美化活動を促進する団体等への活動支援						
域	に努める。						
環	○地球温暖化対	策として、二酸化炭素排出削減や廃棄物の発生抑制・再使用・					
境		進し、「当別町地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)」					
衛		5環型社会の形成を目指す。					
生	, _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ , _ ,	臭・水質汚濁・大気汚染等の公害発生源への調査・監視や、					
の	0.02.2	の強化を図り、地域環境の保全に努める。					
充	五日的亚州水	・地域清掃など環境美化活動の支援					
実		・空き宅地環境保全の啓発					
	関連する施策	・省資源・省エネルギーの促進及び意識啓発					
		・環境調査事業					
	○環境負荷のより少ない資源循環型の社会を実現するために、住民・事業者・						
	一つ環境負荷のより少ない負債循環室の社会を実現するために、住民・事業有・一行政が一体となったごみの減量化やリサイクルの推進に努める。						
	14.24	との連携により地域での監視体制を強化し、道路・農地・山間					
廃							
棄	_ ,	投棄の防止に努める。					
物	- 1- 4 - 1- 1/24 - 3 - 1/2	広域的な連携を図り、ごみ及びし尿など廃棄物の適正処理・ 					
適	指導に努める。						
正		・ごみ減量化推進事業					
処		·不法投棄対策					
理		·集団資源回収奨励事業					
<i>の</i>	関連する施策	·容器包装類再資源化事業					
推		・ごみ・し尿処理の広域連携					
進		・ごみ収集方法の見直し					
		・廃食用油回収の周知・協力					
	・災害廃棄物処理計画の策定						

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 廃棄物の区分

本計画では、対象とする「一般廃棄物」のうち、し尿を除いたものすべてを「ごみ」 とし、うち家庭から排出されるごみを「家庭系ごみ」、事業所から排出される産業廃 棄物を除く一般廃棄物を「事業系ごみ」とします。

また、収集・処理の形態により、ごみは「燃やせるごみ」、「燃えないごみ」、「危険ご み」、「燃やせないごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」に分類します。

家庭及び事業所から排出される量を「排出量」、家庭及び事業所からごみ処理施設に搬入された量を「収集量」とします。

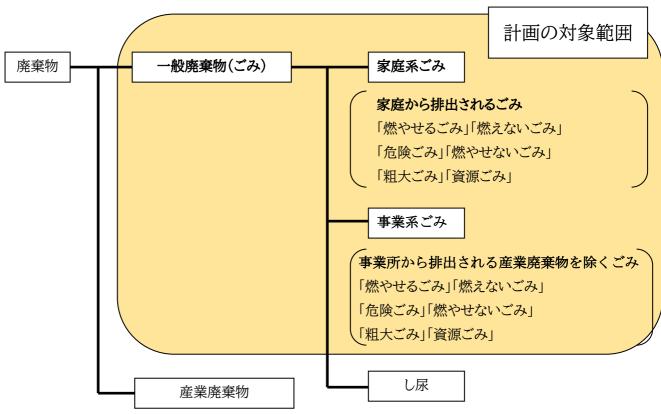


図3-1-1 廃棄物の区分

※産業廃棄物とは、工場や事業所などの事業活動に伴って発生する廃棄物のうち法律で定める20種類と 輸入された廃棄物です。

1燃え殻 2汚泥 3廃油 4廃酸 5廃アルカリ 6廃プラスチック類 7紙くず 8木くず 9繊維くず 10動植物性残渣 11動物系固形不要物 12ゴムくず 13金属くず 14ガラスくず 15鉱さい 16がれき類 17動物の糞尿 18動物の死体 19ばいじん

20産業廃棄物を処分するために処理したもの 21輸入された廃棄物

※7、8、9、10、11、17、18は排出事業所を限定

2 ごみ処理体制

(1) ごみ処理区分と処理料

本町の家庭ごみは、6種類に分別し、収集をしています。処理料は、「燃やせるごみ」、「燃えないごみ」、「燃やせないごみ」、「粗大ごみ」は有料、「危険ごみ」及び「容器包装類」、「紙類」などの「資源ごみ」は無料となっています。

なお、事業系ごみの処理料はすべて有料となっています。(表3-1-1)

(2) ごみの収集・運搬体制

家庭系ごみは、粗大ごみを除いたものをステーション収集しています。 粗大ごみは、平成18年度の有料化と併せて、戸別収集しています。(表3-1-2)

一方、事業系ごみは、排出事業者の責任において運搬することとなりますが、 事業者自らが処理場に搬入する場合と一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する 場合があります。

表3-1-1 ごみ収集区分と処理料金

(令和2年4月1日現在)

			区分		処理料金	摘要
	町がステーション収集	燃光	やせるごみ さないごみ やせないごみ 食ごみ	台所ごみ、紙類、 木・草、本・ゴム類 など ガラスせともの 類、金属小物類 など プラスチック類 電池・水銀製品・ 蛍光ットボンベ、 スプレー・ スプレー・ スプレー・ スプレー・ スプレー・ スプレー・ スプレー・ スプレー・ スプレー・ スピー・ スピー・ スピー・ スピー・ スピー・ スピー・ スピー・ スピ	(1) 規則で定めるごみ袋1枚につき、1Lにつき2円として規則で定める額(2) 処理施設に直接搬入する場合10kgにつき80円	【指定ごみ袋】 5L/10円 10L/20円 20L/40円 30L/60円 40L/80円
4		資源	容器包装類	びん・缶・ペット ボトル 新聞・雑誌・書	無料	
家庭系ごみ		ごみ	紙類	籍・ダンボール・ 紙パック		
み	町が戸別回収	粗ナ	 大ごみ	指定ごみ袋1枚に入らない物、 指定ごみ袋に入っても口をしばれない物	有料	【ごみ処理券】 200円 500円 900円 1,300円
		繊維	隹	衣類・寝具など	無料	
	拠	毛柱			無料	
	[法]		食用油		無料	
	拠点回収	ジ	クカートリッ		無料	
			型家電 「新聞・雑誌・E		無料無料	
	集団資源回収	新聞・雑誌・段ボール・シュレッ 資 ダーした紙・紙パック・一升びん 源 (酒)・ビールびん・アルミ缶 ご み		氏パック・一升びん	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
事業系ごみ	自己搬入		やせるごみ、燃 やせないごみ、∜		10kgにつき120円	

表3-1-2 家庭系ごみの収集回数

(令和2年4月1日現在)

	区 分	収集回数	摘 要
	燃やせるごみ・危険ごみ・ スプレー缶類	週2回	
家庭	燃えないごみ	月1回	ステーション
家庭系ご	燃やせないごみ	週1回	収集
み	資源物	月2回	
	粗大ごみ	申込制	戸別収集

(3) ごみ処理施設

北石狩衛生センターは、本町で排出される「燃やせるごみ」、「燃えないごみ」、「燃やせないごみ」、及び「粗大ごみ」を処理しています。

北石狩衛生センターは、昭和48年に当時の石狩町、当別町、厚田村、浜益村、新篠津村の5町村により北石狩衛生施設組合として設立され、平成6年からし尿処理施設を除いた施設が順次改築されました(表3-1-3)。

その後、平成18年3月に北石狩衛生施設組合が解散し、石狩市の施設になっています。なお、同施設(し尿処理施設を除く。)の管理運営は、平成24年度から民間事業者に長期包括委託されています。

表3-1-3 北石狩衛生センターの概要

所在地	石狩市厚田区聚富	618番地11、1130番地3、4、5
施設規模·処理方法	○焼却施設	焼却能力 180t/日
		90t/日(24H)×2基
		焼却炉型式 三菱3F形連続燃焼式
		着工:平成3年12月
		竣工:平成5年12月
		総事業費 3,760,118千円
	○破砕施設	破砕能力 40t/日(5H)
		破砕機型式 三菱シュレッダ S1015型
		衝撃せん断併用回転式・油圧
		着工:平成3年12月
		竣工:平成5年12月
		総事業費 1,806,620千円
	○最終処分場	埋立の種類 平地埋立
	【埋立地】	埋立面積 48,800㎡
		埋立容積 194,000㎡
		埋め立て方式 セル及びサンドイッチ方式に
		よる準好気性衛生埋立
		埋立構造 土堰提・堤内しゃ水工
		着工:平成4年8月
		竣工:平成6年12月
	Ind. I. be am bback I	総事業費:824,734千円
	【浸出処理施設】	処理能力 90㎡/日
		処理方式 回転円板法/凝集沈殿法
		着工:平成4年6月
		竣工:平成6年12月
		総事業費:652,290千円
	○し尿処理施設	処理能力:46kL/日
		処理方式:酸化処理方式(活性汚泥法) 放流水質:BOD 20mg/L以下
		35 70mg/ L以下 着工:昭和48年10月
		有工·哈和48年10月 竣工:昭和49年11月
 利用市町村	石狩市、当別町	※久土・旧州は3十11万
ሊስ ነጋጋ ነበ ሐስ ሊያ	ᅟᅟᄱᇄᆘᇧᆿᇭᄢ	

(4) ごみ処理フロー

家庭、事業所から排出されたごみは、北石狩衛生センターに持ち込まれ、直接又は処理(焼却、破砕、減容固化、選別、圧縮、梱包)された上で、最終処分場に埋め立てられるか、もしくは資源として再利用されています。(図3-1-2)

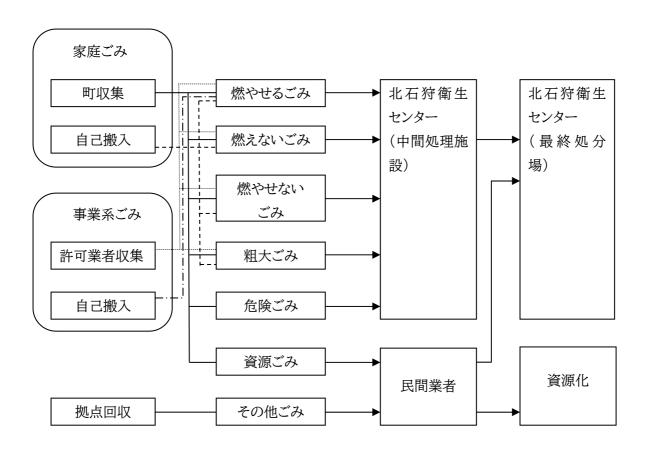


図3-1-2 現在のごみ処理フロー図

3 ごみ処理の実績

(1) ごみの排出量

平成27年度から令和元年度までの過去5年間における本町の年間ごみ排出量の推移を図3-1-3に示します。

家庭系ごみは年を追うごとに減少傾向にあります。事業系ごみは年間約970t 前後で推移しています。

全体のごみ排出量は、若干減少傾向にあります。

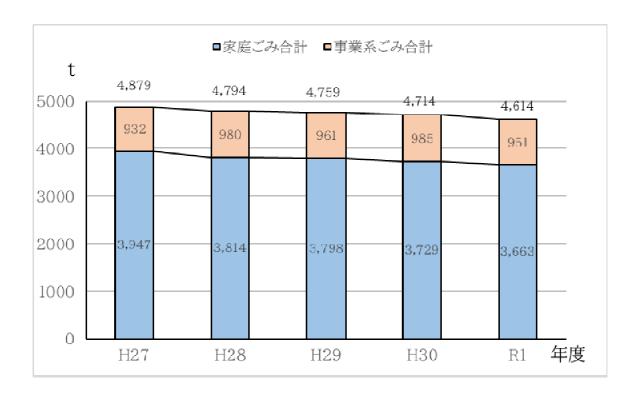


図3-1-3 過去5年間の年間排出量の推移

(2) ごみ排出量の内訳

過去5年間のごみ区分別の排出量内訳を表3-1-4に示します。

家庭系ごみでは、ごみ区分の排出量比率は概ね一定に推移しており、燃やせる ごみが約59%、燃えないごみが約9%、燃やせないごみが約4%、粗大ごみが約 5%、資源ごみが約23%となっています。

事業系ごみでは、ごみ区分の排出量比率は概ね一定に推移しており、燃やせる ごみが約90%、燃えないごみが約5%、燃やせないごみが約4%、粗大ごみが約 1%となっています。

表3-1-4 ごみ区分別の排出量内訳

(単位:t/年)

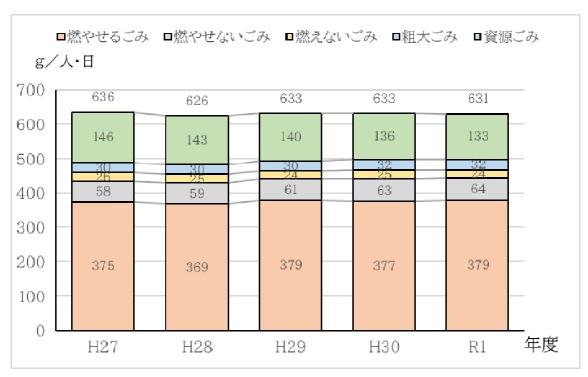
	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
+	燃やせるごみ	2,332	2, 249	2, 273	2, 220	2, 200
家庭	燃やせないごみ	360	360	363	374	372
庭系	燃えないごみ	161	152	142	145	136
ボッグ	粗大ごみ	188	181	180	189	186
み	資源ごみ	906	872	840	801	769
05	合計	3,947	3, 814	3,798	3,729	3,663
事	燃やせるごみ	843	883	877	902	873
業	燃やせないごみ	49	54	49	46	47
系	燃えないごみ	38	37	33	30	27
~	粗大ごみ	2	6	2	7	4
み	合計	932	980	961	985	951
411-	燃やせるごみ	3, 175	3, 132	3, 150	3, 122	3,073
排	燃やせないごみ	409	414	412	420	419
出量	燃えないごみ	199	189	175	175	163
里全	粗大ごみ	190	187	182	196	190
上体	資源ごみ	906	872	840	801	769
1/4	合計	4,879	4,794	4,759	4,714	4,614

(3) 町民一人1日あたり家庭系ごみの推移

町民一人1日あたり家庭系ごみ(以降「家庭系原単位」といいます。)の過去5年間の推移を図3-1-4に示します。家庭系原単位は、増減を繰り返しながら推移しています。うち、燃やせるごみは369~379g/人・日、資源ごみは133~146g/人・日で推移、燃やせないごみ、燃えないごみ、粗大ごみは過去5年間ほぼ一定にそれぞれ推移しています。

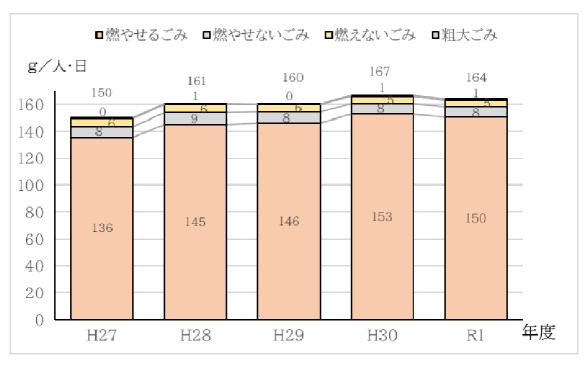
(4) 町民一人1日あたり事業系ごみの推移

町民一人1日あたり事業系ごみ(以降「事業系原単位」といいます。)の過去5年間の推移を図3-1-5に示します。事業系原単位は、増減を繰り返しながら推移しています。うち、燃やせるごみは136~153g/人・日で推移、燃やせないごみ、燃えないごみ、粗大ごみは過去5年間で一定にそれぞれ推移しています。



※原単位(g/人・日)=排出量(t/年)÷行政区域内人口(人)÷(365または366日)×10⁶

図3-1-4 家庭系原単位の推移



※原単位(g/人・日)=排出量(t/年)÷行政区域内人口(人)÷(365または366日)×10⁶

図3-1-5 事業系原単位の推移

(5) 資源化の状況

ア 資源化(リサイクル)量の推移

集団資源回収や町による資源ごみの収集などにより、回収された資源化量は減少傾向にあり、令和元年度では769tとなっています(図3-1-6)。

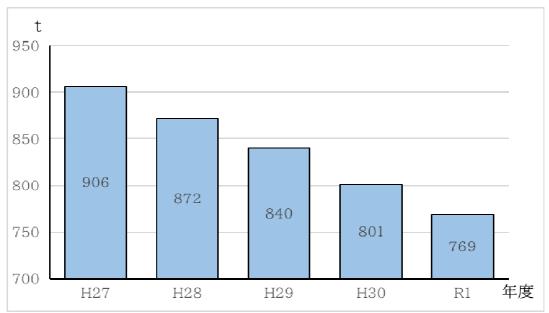


図3-1-6 資源化(リサイクル)量の推移

イ びん・缶・ペットボトルの資源化(リサイクル)量

南空知リサイクルパークに搬入されたびん・缶・ペットボトルから資源化される 量は減少傾向にあり、平成27年度以降、150t/年で推移しています。(図3-1 -7)

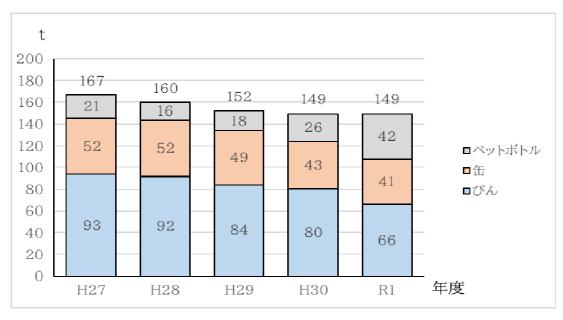


図3-1-7 びん・缶・ペットボトルの資源化(リサイクル)量の推移

ウ 集団資源回収量・実施団体数の推移

本町では町内会や育成会等の団体が集団で回収する新聞・雑誌・段ボール他などを対象に、その資源回収量に応じて、1kgあたり3円の奨励金を実施団体に交付しています。(図3-1-8)

近年、実施団体数は横ばいに推移していますが、回収量は減少傾向にあります。

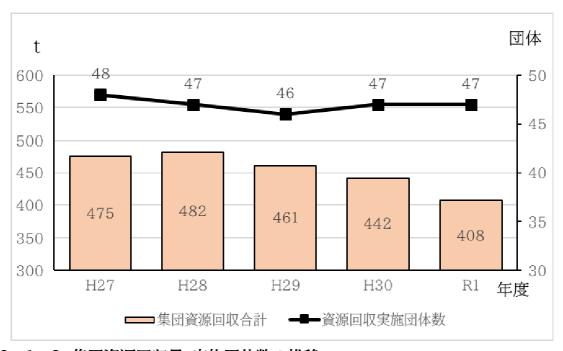
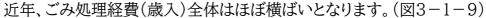


図3-1-8 集団資源回収量・実施団体数の推移

4 ごみ処理の費用

(1) 歳入

ごみ処理に係る財源は、指定ごみ袋の販売収入などの「手数料及び使用料」、 再生資源の売却収入などの「その他収入」と町税等の「一般財源」によって賄われます。



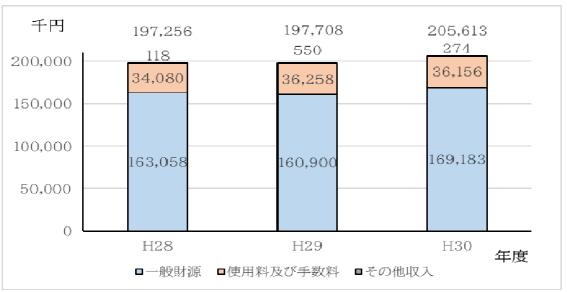


図3-1-9 ごみ処理経費(歳入)の推移

(2) 歳出

ごみ処理経費(歳出)は近年減少傾向にあり、委託費の割合がごみ処理経費(歳出)の99%以上を占めています。(図3-1-10)

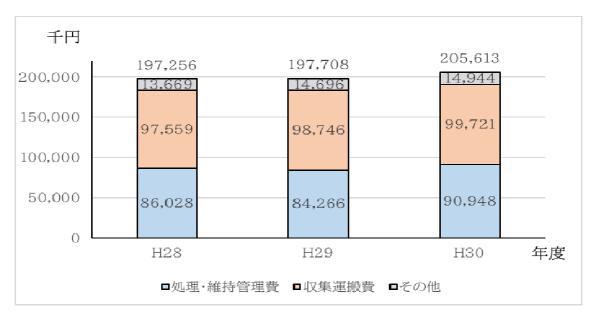


図3-1-10 ごみ処理経費(歳出)の推移

5 ごみ処理の水準

本町の平成27年度から平成30年度のごみ処理の実績を「1人あたりのごみ処理費用(図3-1-11)」、「1人1日あたりのごみの排出量(図3-1-12)」「リサイクル率(図3-1-13)」の項目別に全国、全道との比較を行いました。

「一人あたりのごみ処理費用」、「一人一日あたりのごみ排出量」及び「リサイクル率」は各年度、全国平均、北海道平均ともに下回っています。(平成31年度環境省一般廃棄物処理実態調査)



図3-1-11 1人あたりのごみ処理費用

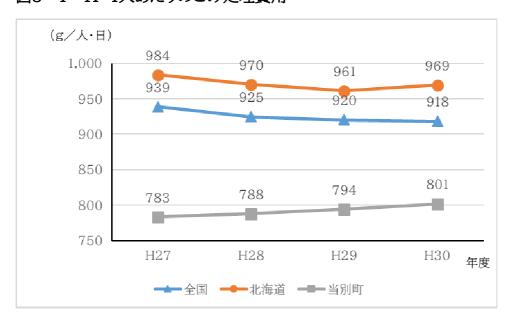


図3-1-12 1人1日あたりのごみ処理量

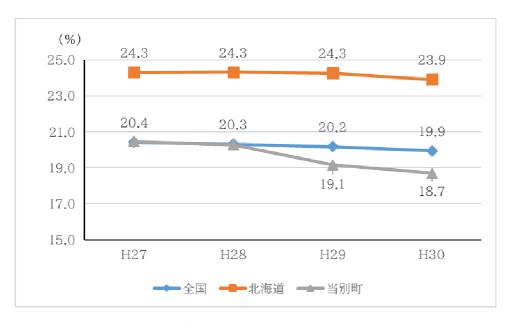


図3-1-13 リサイクル率

- 6 これまでの取り組み
 - (1) ごみ減量化の取り組み
 - ア びん・缶・ペットボトル
 - イ 集団資源回収
 - ウ 廃蛍光管等

「燃えないごみ」と別に収集し、再生事業者へ引き渡し、再資源化しています。

工 廃乾電池

乾電池には、水銀、カドミウム、鉛、亜鉛などの有害金属が多く含まれているものもあり、土壌や地下水の汚染を招きかねないことから、町内の公共施設等に回収ボックスを設置、回収し、再生事業者に引き渡し、再資源化しています。

オ 繊維リサイクル

町内の公共施設等に回収ボックスを設置して、衣類・タオル地の製品を回収 し、再生事業者に引き渡し、再資源化しています。

カ 廃食用油リサイクル(BDF)事業

使用済み天ぷら油などの廃食用油を回収し、BDF(バイオディーゼル燃料)としてリサイクルしています。

キ 小型家電リサイクル

家庭で使用した小型家電で回収ボックスの投入口(30cm×30cm)に入る大きさの小型家電を回収しています。

ク インクカートリッジリサイクル

プリンターメーカー、日本郵政グループが共同で行う「インクカートリッジ里帰

りプロジェクト」に本町も参加し、これまで「燃やせないごみ」として処分していた パソコンプリンターのインクカートリッジを町内の公共施設等に回収ボックスを設 置して、リサイクルを行っています。

回収ボックスに投函されたカートリッジは、仕分け会社に送られ、ここでメーカーごとに分別されて、再利用・再資源化されます。

7 ごみ処理の課題

本町のごみ処理の現状は、「町民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」は近年630 g/人・日前後で横ばいに推移しており、全国平均、全道平均値をともに下回っています。同様に「事業系ごみ排出量」も増減を繰り返しながら推移しており、全国平均、全道平均値をともに下回っています。

「リサイクル率」は近年微減傾向にあり、全道平均からは下回っていますが、平成27年度、平成28年度についてはほぼ全国平均に沿う形で推移しています。

「ごみ処理費用」は、近年増加傾向にありますが、「町民1人あたりのごみ処理費用」は全国平均、全道平均をともに下回っており、またごみ処理費用の歳入に占める町民及び事業者からの「使用料及び手数料」の割合は、平成30年度実績で約18%となっています。

第2節 ごみ処理行政の動向

1 循環型社会の形成推進のための国の施策体系 循環型社会の形成推進のための国の施策体系は図3-2-1のとおりです。 主な法律、計画の概要は次のとおりです。

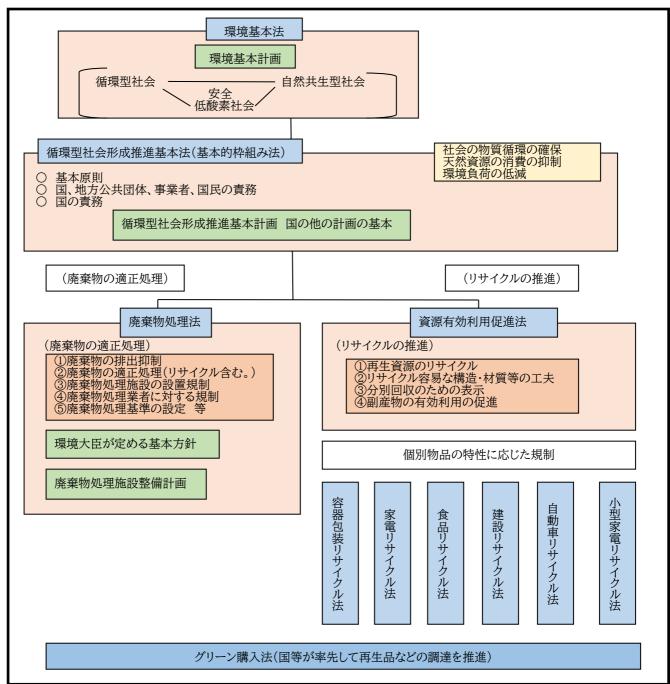


図3-2-1 循環型社会の形成の推進のための国の施策体系

(1) 環境基本法

名 称	環境基本法
公 布	平成5年11月
最終改正	平成30年6月
目 的	第1条
	この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
基本理念	① 環境の恵沢の享受と継承等 ② 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等 ③ 国際的協調による地球環境保全の積極的推進

(2) 第五次環境基本計画

(2) 为五八条况至个门回	
名 称	環境基本計画
根 拠 法	環境基本法 第十五条
	政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図
	るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」と
	いう。)を定めなければならない。
当初策定	平成6年12月
最終改正	平成30年4月(第五次環境基本計画)
重点戦略	優先的に取り組む重点分野
	① 持続可能な生産と経費を実現するグリーンな経済システムの
	構築
	② 国土のストックとしての価値向上
	③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
	④ 健康で心豊かな暮らしの実現
	⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
	⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パー
	トナーシップの構築
重点戦略を	① 気候変動対策
支える	② 循環型社会の形成
環境政策	③ 生物多様性の確保・自然共生
	④ 環境リスクの管理
	⑤ 基盤となる施策
	⑥ 東日本大震災からの復興・創成及び今後の大規模災害発災時
	の対応
	⑦ 国際的な取組の推進

(3) 循環型社会形成推進基本法

夕 张	 好理刑社人形式批准甘土
名 称	循環型社会形成推進基本法
公布	平成12年6月
最終改正	平成24年6月
目的	第1条
	この法律は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の基本理念
	にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに
	国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、
	循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関
	する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に
	関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国
	民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
循環型社会	第2条
の定義	この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となること
	が抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれ
	について適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環
	的な利用が行われない循環資源について適正な処分(廃棄物(ごみ、
	粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死
	体その他汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。
	以下同じ。)が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への
	負荷ができる限り低減される社会をいう。

(4) 循環型社会形成推進基本計画

名 称	循環型社会形成推進基本計画
根 拠 法	循環型社会形成推進基本法 第十五条
	政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推
	進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画(以下「循環
	型社会形成推進基本計画」という。)を定めなければならない。
当初策定	平成15年3月
最終改正	平成30年4月(第五次環境基本計画)
重点戦略	① 持続可能な社会づくりとの総合的取組
	② 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
	③ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
	④ 適正処理の更なる推進と環境再生
	⑤ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
	⑥ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
	⑦ 循環分野における基盤整備
取組指標	2025年度目標
一般廃棄物	①「1人1日あたりのごみ排出量(計画収集量、直接搬入量、
	集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1人1日あたり
	に換算)を2025年度で約850g/人・日、「1人1日あたりの

- 家庭系ごみ排出量」を2025年度で約440g/人・日とする。 ② 集団回収量、資源ごみ等を除いた値を「1人1日あたりに家庭か
 - ジ 集団回収量、貧源こみ等を除いた値を□人□日あたりに家庭から排出するごみの量」とし、2025年度で約440g/人・日とする。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

名 称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)
公 布	昭和45年12月
最終改正	令和元年6月
目的	第1条
	この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、
	保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔
	にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを
	目的とする。
一般廃棄物	第6条
処理計画	市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画
	(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。
	2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該
	市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定め
	るものとする。
	一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
	二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
	三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の
	区分
	四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する
	基本的事項
	五一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
	3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるにあたつては、当該
	市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町
	村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。
	4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したとき
	は、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(6) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

1m/C C H G / C 2 2 T 1 1 4 6/4 2 1	
名 称	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計
	画的な推進を図るための基本的な方針
根 拠 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の二
	環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減
	量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進
	を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなけれ
	ばならない。
当初策定	平成13年5月
最終変更	平成28年1月
一般廃棄物	令和2年度目標
の減量化の	① 排出量
目標量	平成24年度比約12%削減
	② 再生利用率
	約27%に増加
	③ 最終処分量
	平成24年度比約14%削減
	④ 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 500g

(7) 廃棄物処理施設整備計画

(1) NONE TACHET WINH I III	
名 称	廃棄物処理施設整備計画
根 拠 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の三
当初策定	平成15年10月
最新計画	平成30年6月
重点目標	2022年度目標
	① ごみのリサイクル率
	21%(2017年度見込み)→27%(2022年度)
	② 一般廃棄物最終処分場の残余年数
	2017年度の水準(20年分)を維持する。
	③ 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値
	19%(2017年度見込み)→21%(2022年度)
	④ 廃棄物エネルギー地域を含めた外部に供給している施設の割合
	40%(2017年度見込み)→46%(2022年度)
	⑤ 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率
	53%(2017年度見込み)→70%
	⑥ 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合
	62%(2017年度見込み)→76%(2022年度)
	⑦ 省エネ型浄化槽の導入によるCO2排出量削減
	5万tCO2(2017年度見込み)
	→12万tCO2(2022年度)

(8) 資源の有効な利用の促進に関する法律

Ħ	华	次派の七劫も利用の担保は関連された(次派七劫利用担保は)
名	称	資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)
公	布	平成3年4月
最終	改正	平成26年6月
目	的	第1条
		この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国に
		おいて、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されてい
		ることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部
		分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利
		用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確
		保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するた
		め、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再
		生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国
		民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
概	要	1)事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を
		強化するとともに、2)製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の
		発生抑制(リデュース)対策や、3)回収した製品からの物品等の再使
		用(リユース)対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産
		物の発生抑制(リデュース)、リサイクルを促進することにより、循環型
		経済システムの構築を目指す。

2 北海道の計画

(1) 北海道廃棄物処理計画

旦冼来彻处在门员	=								
北海道廃棄物処理計画									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の五									
都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃									
棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下、「廃棄物処理									
計画」という。) を	を定めなければなら	Sない。							
平成13年12月									
令和2年3月									
項目	区分	現状	目標						
		平成29年度	令和6年度						
(1)排出抑制	一般廃棄物の	1,873千t	1,700千t(約1						
	排出量		0%削減)以下						
	1人1日あたりの	961g/人·日	900g/人·日						
	ごみ排出量		以下						
	1人1日あたり家	598g/人·日	550g/人·日						
	庭から排出する	(453g/人·日)	以下						
	ごみの量	*							
(2)適正な循環	一般廃棄物のリ	24.3%	30%以上						
的利用	サイクル率								
(3)適正処分の	一般廃棄物の	316千t	250千t(約2						
確保	最終処分量		0%削減)以下						
(4)バイオマス	廃棄物系バイオ	89.8%	90%以上						
の利活用(産	マス利活用率								
業廃棄物を含	(排出量ベース								
む)	(炭素換算量))								
	北海道原東物が ・ 東道原の原は、の ・ 東前の原は、の ・ 東前の原は、の ・ 東前のでは、の ・ 東前のでは、の ・ 平成13年12月 ・ 中和2年3月 ・ 日本では、の ・ 一、の ・ 一 の ・ 一 の ・ 一 の ・ 一 の ・ 一 の ・ 一 の ・ 一 、 ・ 一 の ・ 一 の	北海道廃棄物処理計画 廃棄物の処理及び清掃に関する法 都道府県は、基本方針に即して、 棄物の減量その他その適正な処理 計画」という。)を定めなければなど 平成13年12月 令和2年3月 項目 区分 (1)排出抑制 一般廃棄物の 排出量 1人1日あたりの ごみ排出量 1人1日あたりの ごみ排出量 1人1日あたり家 庭から排出する ごみの量 (2)適正な循環 一般廃棄物のリ サイクル率 (3)適正処分の 確保 (4)バイオマス の利活用(産 業廃棄物を含 (排出量ベース	北海道廃棄物処理計画 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区 棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下計画」という。)を定めなければならない。 平成13年12月 令和2年3月 項目 区分 現状 平成29年度 (1)排出抑制 一般廃棄物の 1,873千t 排出量 1人1日あたりの 961g/人・日 ごみ排出量 1人1日あたり家 598g/人・日 ごみ排出量 1人1日あたり家 (453g/人・日) ※ (2)適正な循環 一般廃棄物のリ さんの量 ※ (2)適正な循環 一般廃棄物のリ サイクル率 (3)適正処分の 一般廃棄物の 316千t 確保 長終処分量 89.8% (4)バイオマス の利活用(産 業廃棄物を含 (排出量ベース						

[※]括弧内の数値は、資源ごみを除いて算出した値です。

3 本町の条例

(1) 当別町廃棄物の減量及び処理に関する条例

夕 45c	까미마효ᅔᄥᇧᆄᄝᄁᄽᄳᅖᆉᇰᄝᄼᅝ
名 称	当別町廃棄物の減量及び処理に関する条例
制定	平成18年3月
最終改正	平成26年3月
目的	第1条
	この条例は、廃棄物の排出を抑制し、資源化・再利用を促進すると
	ともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の環境を清潔に保持す
	ることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって町
	民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。
概要	町の責務、町民の責務、事業者の責務、一般廃棄物の処理計画、クリ
	ーン当別推進審議会の設置、清潔の保持、町が処理する一般廃棄
	物、一般廃棄物の事故処理、多量の一般廃棄物、町民等の協力義
	務、事業系一般廃棄物の処理、適正処理困難物の指定、一般廃棄物
	の処理手数料、処理手数料の減免、一般廃棄物処理業許可申請手
	数料等、過料、報告の徴収、立入検査、事務委託、委任について定め
	ている。

4 上位計画等のごみ減量化・資源化の目標値

本計画の上位計画に位置する国と北海道の計画におけるごみ減量化・資源化の目標値は、表3-2-1のとおりです。

表3-2-1 上位計画等のごみ減量化・資源化の目標値

項目	循環型社会形成推進基本計画	北海道廃棄物処理計画
策定年月	平成25年5月	平成27年3月
目標年度	令和7年度	令和6年度
一般廃棄物の	平成12年度に対して	平成29年度に対して
排出量	約77%削減	約10%削減
1人1日あたり	約850g/人·日	900g/人·日以下
のごみ排出量		
1人1日家庭系	約440g/人·日	550g/人·日以下
排出量※		
リサイクル率		30%以上
最終処分量	_	平成29年度に対して約20%削減

※集団回収、資源ごみを除く。

第3節 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の基本方針

本計画は、人と自然が共生できる循環型社会の形成に向けて、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、町民・事業者・行政の協働によりごみの減量化及びその適正な処理等の推進を図るための基本方針として以下の項目を掲げます。

(1) ごみ減量・リサイクルの意識啓発

近年における地域住民の環境問題への関心の高まりとともに、町民や事業者の 意識は変わりつつありますが、ごみ問題への関心度には温度差がみられるのが 実情です。

地球規模の環境問題から、当別町におけるごみ処理の現状まで、町民一人ひとりが知識を身につけ、具体的な行動につながる意識改革が必要です。 本町で進めてきた資源ごみの回収及び3R(発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル))への取り組みなど、ごみの減量化に対する実績を活かして、更なる減量化を進め、限りある資源を大切に利用する循環型社会の構築に努めていきます。

(2) ごみ減量

家庭や事業所などから排出されるごみの発生を抑制するためには、製造事業者におけるすぐにごみとならない商品の製造、販売事業者における過剰包装の抑制、不必要な容器の使用抑制、消費者におけるごみにならない商品の選択など、製造、販売、消費の各段階で考えて取り組むことが大切です。

町民や、事業者におけるごみの減量に向けた取り組みを促進するため、家庭系 ごみの減量、事業ごみの減量、再使用、再利用に関する取り組みを行っていきま す。

(3) リサイクル

家庭や事業所等から排出される燃やせるごみや燃やせないごみ、燃えないごみ 中には、資源ごみとして分別している空き缶、空きびん、ペットボトルなどが分別さ れずに排出されているものもまだありますので、現在のごみ出しルールによる分 別の徹底を行っていきます。

毎月のステーション回収及び、集団資源回収による古紙回収を継続するととも に、資源物として活用できるものは民間リサイクル施設を活用するなど、新たなリ サイクルの取り組みを積極的に行っていきます。

(4) 適正なごみ処理

ごみの処理については、公衆衛生や生活環境の保全上支障のないよう適切に 行っていく必要があります。

ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分の各段階において、環境への配慮を優先しつつ、精度の高い安全・安心なごみ処理を行っていきます。

また、町内から発生する再生可能な資源の有効利用について、町内事業者等の取り組みを積極的に支援し、地域に根ざした循環型社会を形成するための取り組みを行っていきます。

2 行政・事業者・町民の役割

ごみの減量やリサイクルを推進していくためには、それぞれの立場で、それぞれ の役割を果たし、町民・事業者が行政と一体となった協働の取り組みが必要です。

(1) 行政

町は、循環型社会の構築に向けて、町民や事業者のごみ減量のための行動が 円滑に行われるように、ごみ減量やリサイクルの意識啓発を積極的に推進し、ご み減量やリサイクル活動に対する町民や事業者の自発的な取り組みへの支援を 行い、町民・事業者との連携を強化するとともに、環境に配慮した適正なごみ処 理を推進していきます。

(2) 事業者

事業者は、ごみの排出事業者として、その処理に責任があることを認識し、循環型社会の形成に向けて事業活動を見直し、ごみの減量化やリサイクル型経営への方向転換を図り、環境負荷の低減に配慮した商品の開発や販売に努めるとともに、廃棄物の有効利用を進め、ゼロエミッション(※)社会の実現を目指す行動を行っていきます。

(3) 町民

町民一人ひとりが、自らごみの排出者であることを認識し、ごみの減量化や再使用・再利用を優先したライフスタイルへの移行、ごみ減量のための工夫や資源化等に努め、町内会等が実施する集団資源回収等にも積極的に参加し実践する、責任ある行動を行っていきます。

(※)ゼロエミッション:ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出量(エミッション)をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。(環境省:循環型白書より)

3 ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の将来予測は、家庭から排出され町が収集する家庭系ごみと、主に事業所から排出される事業系ごみに分けて予測を行います。

家庭系ごみは人口の変動により変化することから、過去のごみ量から町民1人が 1日に排出する平均的なごみ量である排出量原単位を求め、人口の予測と排出量 原単位の予測をそれぞれ行い、将来の計画家庭系ごみ量を求めます。

また、事業系ごみ量は、事業活動の変化に伴い発生量が増減するため、家庭系ごみとは異なり、年間排出量により予測を行います。

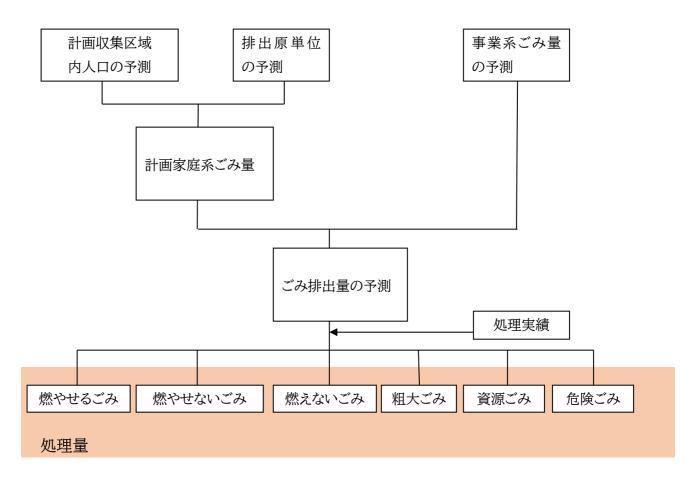


図3-3-1 ごみ排出量将来予測フロー

(1) ごみ発生量及び処理量の見込み

ア 家庭系ごみの排出量原単位の将来予測

1人が1日に平均排出するごみ量である排出量原単位の推移は、平成27年 度以降は多少の増減を繰り返してはおりますが、ほぼ横ばい状態であり、今 後についても大きな変化はないものと予測します。

予測値算出については、人口将来予測から積算した収集ごみ及び直接搬入ごみの合計となります。

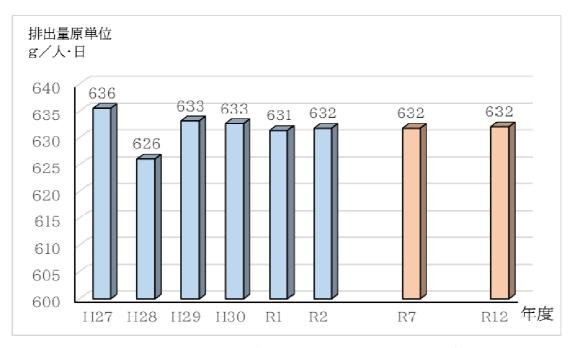


図3-3-2 当別町の家庭系ごみ排出量原単位の将来予測結果

イ 事業系ごみの排出量の将来予測

事業系ごみの排出量の推移は、社会情勢や景気動向に大きく左右される場合があることから、これらの影響を考慮して正確に将来予測を行うことは、難しいところであります。

今回の将来予測につきましては、過去5年間の平均値を数値としております。 今後予測結果を達成するためには、ごみの排出抑制に対する日頃の取り組み や分別の徹底が重要になります。

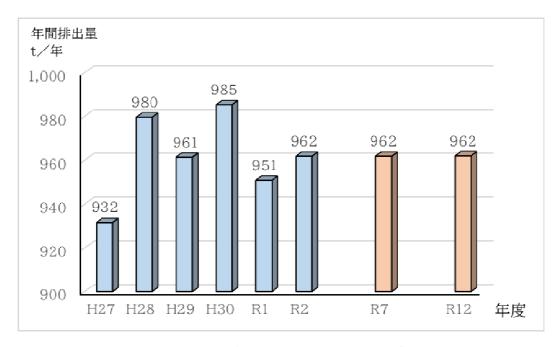


図3-3-3 当別町の事業系ごみの排出量の将来予測結果

4 ごみ減量・リサイクル率目標

(1) 減量目標

ア 家庭系ごみ排出量原単位の減量目標

令和2年3月に北海道の公表した生活系原単位(家庭ごみ原単位)の平成29年度実績598g/人・日を上回っており、今後は更なる減量を目指し、令和12年度で619g/人・日とすることを減量目標とします。

家庭系ごみ排出量原単位 619g/人・日 目 標 値 令和7年度までに令和元年度実績より1%減量、 令和12年度までに更に1%の減量

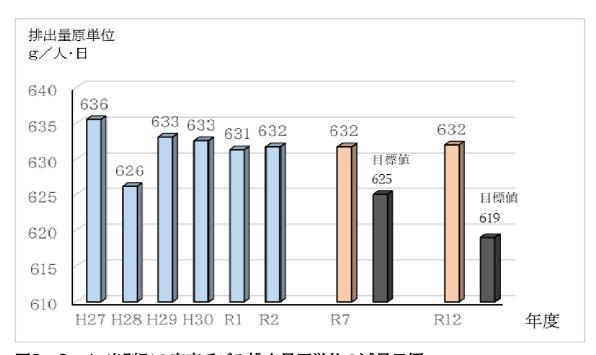


図3-3-4 当別町の家庭系ごみ排出量原単位の減量目標

表3-3-1 北海道の原単位目標

P10 0 - 101:110	- //4 ·
北海道廃棄物処理計	画(令和2年3月)
生活系原単位	550g/人·日以下(令和6年度目標値)

イ 事業系ごみ排出量の減量目標

推計結果から、事業系ごみ排出量は過去5年間の平均値を数値としており、 横ばいで推移すると予測しましたが、これを減少方向へ変えるためにも、継続 的な取り組みを実施する必要があります。

令和12年度の目標数値を861t/年とします。

事業系ごみ排出量 861t/年 目 標 値 令和7年度までに令和元年度実績より5%減量、 令和12年度までに更に5%の減量

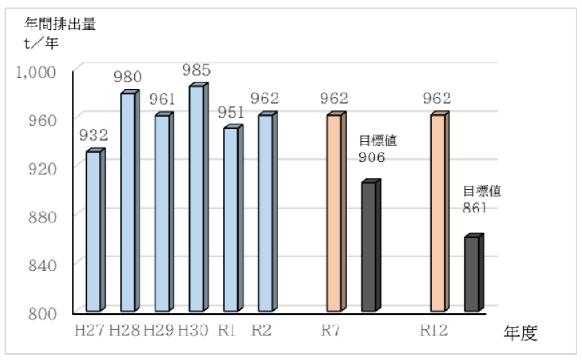


図3-3-5 当別町の事業系ごみ排出量の減量目標

ウ ごみ排出量合計の減量目標

家庭系ごみ排出量原単位の減量目標と総合計画に基づく人口推計から、家庭系ごみ量は減少し、事業系ごみの減量目標を達成することで、令和12年度の予測量4,653に対し、約177tの減量となります。また、令和元年の年間排出量実績である4,614に対しては約138tの減量となり、達成すると令和元年度から令和12年度の12年間で約2.99%の削減となります。

目標値

ごみ排出量 4,476t/年 (R1~R12 の12年間で約2.99%削減)

家庭系ごみと事業系ごみの合計

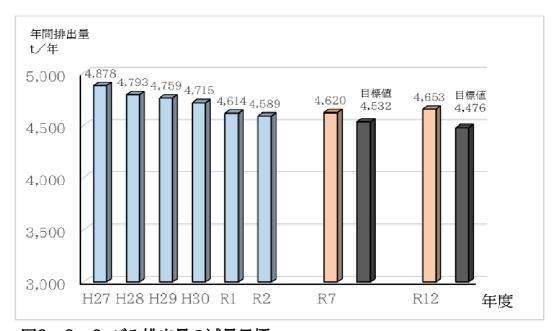


図3-3-6 ごみ排出量の減量目標

ごみ排出量目標(t/年)

- = 計画人口(人)×家庭系ごみ排出原単位目標(g/人・日)
 - $\times 365(日/年)\times 1,000,000(t/g)$
 - +事業系ごみ排出量の減量目標(t/年)

(2) リサイクル率目標

直接資源化量の減少に伴い、リサイクル率は年を追うごとに減少の傾向にあります。今後は燃やせないごみ、燃えないごみの発生量を削減し、リサイクル可能なものを増やす取り組みをすることで、リサイクル率30%を目標とします。

目 標 値

リサイクル率:30%

令和7年度までに国の示す目標である27%、 令和12年度までに北海道の目標値である30%へ

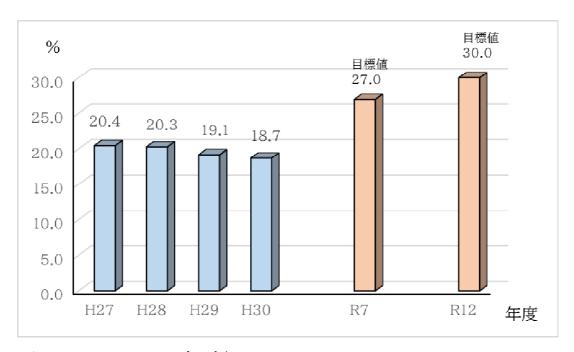


図3-3-7 リサイクル率目標

表3-3-2 国、北海道のリサイクル率目標値

	THE PERSON NAME OF THE PERSON NA
廃棄物の減量に関する	国の目標量(平成28年)
再生利用率	27%
北海道循環型社会形成	推進基本計画(令和2年3月)
一般廃棄物のリサイクル	レ率 30%

リサイクル率(%) = 資源化量 + 集団回収量 ごみ処理量 + 集団回収量

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

- 1 生活排水処理体系
 - (1) 生活排水処理体系の現状

生活排水は、一般家庭から排出される汚水(し尿と生活雑排水)を示しており、工場排水、雨水、その他の特殊な排水は除かれます。

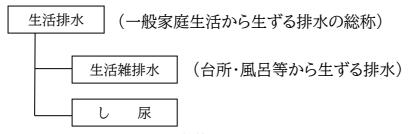


図4-1-1 生活排水の定義

本町の生活排水は、当別町市街には公共下水道事業により処理を行っています。

さらに、下水道計画区域外では浄化槽による処理を進めています。 行政区域内での生活排水の処理体系を図4-1-2に示します。

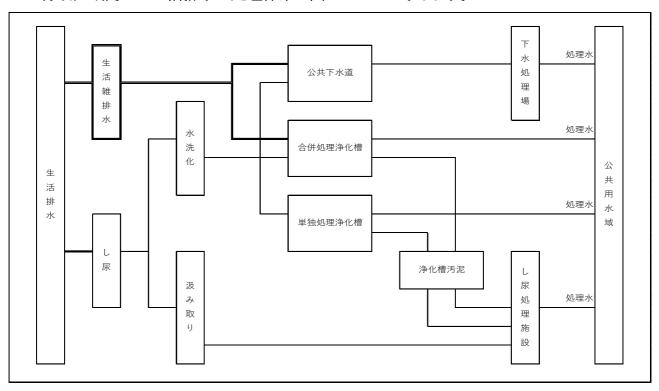


図4-1-2 生活排水の処理体系

(2) 処理形態別人口

処理形態別人口とは、計画処理区域内人口に対して、下水道や農業集落排水、 浄化槽などの処理施設別の処理人口(水洗化人口)で整理したものです。処理形 態別人口のうち、下水道や浄化槽など水洗化され、かつ生活雑排水を処理してい る人口の計画処理区域内人口に対する割合が生活排水処理率として定義され、 生活排水処理の指標として用いられます。

本町の生活排水の処理形態別人口の推移を表4-1-1に示します。

本町の生活排水は、主に公共下水道事業によって処理されています。これらの事業による水洗化人口は、行政区域内人口に対して83.1%となっています。

これに浄化槽による処理人口とあわせると86.6%の生活排水が適正に処理されています。(数値は令和2年9月16日現在)

表4-1-1 処理形態別人口推移

(単位:人)

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1.計画処理区域内人口	17,377	17,100	16,701	16,470	16,240	15,972	15,731
2.水洗化·生活雑排水処理人口	14,728	14,504	14,103	14,033	13,992	13,787	13,623
(1) コミュニティ・プラント	1	-	-	1	1	1	_
(2) 合併処理浄化槽	461	478	518	463	576	551	548
(3) 下水道	14,267	14,026	13,585	13,570	13,416	13,236	13,075
(4) 農業集落排水施設	-	-	-	-	-	-	-
3.水洗化·生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	I	I	_	I	I	I	1
4.非水洗化人口	2,649	2,596	2,598	2,437	2,248	2,185	2,108
5.計画処理区域外人口	_	_	_	_	_	-	_

[※] なお、3. 水洗化・生活雑排水未処理人口は、4. 非水洗化人口に含まれます。

2 集合処理の概要

(1) 公共下水道

本町の公共下水道の排水排除方法は分流式を採用しており、公共下水道事業 計画に基づき整備が進められております。

下水道計画区域は、大きく本町地区と西部地区に分かれており、基本的に次に示す方針により設定されています。

- ① 現行都市計画区域において用途地域の指定が予定されている区域
- ② 用途地域に隣接し、かつ将来的に市街地により用途地域の指定がなされるものと予測される区域
- ③ 大規模な宅地開発され、かつ下水道施設への取り込みが効果的であることが予測される区域(スウェーデンヒルズ)

表4-1-2 当別町下水道事業計画の概要

(令和2年 当別町上下水道課)

処理区名	計画処理区	域面積(ha)	計画処理人口(人)		
	全体計画	認可計画	全体計画	認可計画	
	(R 元)	(R12)	(R 元)	(R12)	
当別 処理区	655	645	14,110	14,110	

(※現計画の数値であるが、総合計画及び都市計画マスタープランでも計画人口の 見直しを行っており、下水道計画も現在見直し作業中)

表4-1-3 下水道計画区域面積

項 目	本町地区	西部地区	計
行政区域(ha)	42,0	42,012	
都市計画区域(ha)	17,9	969	17,969
下 水 道 計 計 血 土地利用構想区域(ha) 区 域	394	224	618

表4-1-4 公共下水道の整備状況

項目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
行政区域人口(人	.)	17,377	17,100	16,701	16,470	16,240	15,972	15,731
許可区域面積(h	a)	645	645	645	645	645	645	645
整備区域面積(h	整備区域面積(ha)		509	509	509	509	509	509
処理区域内人口(人)		14,904	14,632	14,302	14,123	13,941	13,736	13,563
水洗化人口	(人)	14,267	14,026	13,585	13,570	13,416	13,236	13,075
及び普及率	(%)	85.8	85.6	85.6	85.7	82.6	82.8	83.1
	汚水(km)	117.7	117.7	133.9	133.9	133.9	133.9	133.9
管渠	雨水(km)	56.7	56.7	82.4	82.4	82.4	82.4	82.4
延長	合計(km)	174.4	174.4	216.3	216.3	216.3	216.3	216.3

(2) 農業集落排水事業

本町の農業集落排水事業は、農村地区の生活環境の改善を図るとともに公共 用水域の水質を保全することを目的として、太美地区を対象に平成元年度に着工 し、計画戸数566戸で、計画人口は2,130人です。なお、平成24年度に公共下 水道との統合をしております。

(3) みどり野地区の整備状況

みどり野地区は、昭和48年より民間業者が特定開発行為にて宅地造成を行い、 昭和56年に完成しました。

当別みどり野下水処理場は昭和50年より運転開始をし、開発業者が運転管理を行っていましたたが、昭和62年に公共施設の帰属により下水道施設についても当別町が引き継ぎ、運転管理業務を行い、現在に至っています。

現在、公共下水道計画の見直しにより、当該地区については公共下水道計画の区域として統合しております。

表4-1-5 みどり野地区の概要

(令和元年度末 当別町上下水道課)

面積	37ha
宅地数	864 区画
水洗化人口	281人
処理場名	当別みどり野下水処理場
処理方式	標準活性汚泥法
計画処理人口	350人
処理能力	360 ㎡/日
排除方式	分流式
運転開始年	昭和 50 年

3 個別処理の概要

公共下水道事業等による生活排水処理が困難な地域において、浄化槽の普及促進を図るため、浄化槽設置整備事業を実施しています。

同事業の概要は表4-1-6に示す通り、公共下水道事業の処理区域外の地域で 浄化槽を設置する場合に、浄化槽の設置人槽に応じて補助金を交付するものです。

(1) 浄化槽設置整備事業 [個人設置型] (以下「合併事業」といいます。) 浄化槽設備整備事業は、下水道未整備地域における雑排水による公共用水 域の汚濁など生活環境の悪化に対処することを目的として、下水道認可区域外 の地域を対象に行う事業で、環境省の交付金事業です。事業実施主体は環境 省です。

本事業の設置主体及び維持管理主体は個人ですが、本事業を実施している 市町村の中には、維持管理組織の運営を支援、あるいは下水道等の利用者との 公平性を考慮して、浄化槽の維持管理費用を助成するケースもあります。 北海道内では77市町村で事業を実施しています。

(2) 浄化槽市町村整備推進事業「市町村設置型]

浄化槽市町村整備推進事業は、市町村が設置主体及び維持管理主体の事業であり、下水道予定処理区域以外の地域であって、基本的に単年度20戸(北海道は10戸)以上の設置を行う環境省の交付金事業です。国の基準を上回る事業費用が発生した場合に下水道事業債が充当されます。

本事業は、本体費用、設置工事費、積雪加重対策、凍結防止対策に必要な事業費が対象で、10分の1の受益者分担金を徴収することになります。また、基準を上回る事業費についても10分の1が受益者負担になります。

北海道内では7市町村で実施しています。

(3) 個別排水処理施設整備事業「市町村設置型」

個別排水処理施設整備事業は、市町村が設置主体及び維持管理主体の事業で、下水道や農業集落排水施設等の集合処理区域の周辺地域を対象区域とし、基本的に年間20戸未満の設置を行う総務省の補助事業です。

本事業は、本体費用、設置工事費、積雪加重対策、凍結防止対策に必要な事業費が対象で、10分の1の受益者分担金を徴収することになります。

北海道内では34市町村で実施しています。

表4-1-6 浄化槽整備事業の概要(北海道資料)

区分	個人設	置型	市町村設置型					
事業名	浄化槽設置整備事業			「村整備推進事業 生活排水処理事業)		個別排水処	1.理施設整備事業	
補助内容	国庫補助事業(交付金)【環境省所管】		国庫補助事業 (交付金)【環境省所管】 基準額を超える部分は地方単独事業			地方単独事業【総務省所管】		
設置·維持 管理主体	個人		市町村			市町村		
対象地域	下水道の認可を受けた定処理区域以外の地域	計画に定められた予	下水道の認可を受けた計画に定められた予定処理区域以外の地域であって、次のいずれかの地域に該当し、単年度 20 戸(北海道は10戸)以上の住宅について浄化槽を整備○過疎地域又は振興山村で、汚水衛生処理率が65%未満の地域○自然公園地域(国立・国定公園)○浄化槽による汚水処理が経済的・効率的な地域として環境大臣が認める地域			理区域の周 の住宅につ ② 浄化槽 において、	や農業集落排水施設等 間辺地域で単年度当り 2 いて合併処理浄化槽を 市町村整備推進事業の 排水を面的に処理する 20 戸未満の住宅にご	20 戸未満 整備 D対象地域 ものとして
国 庫補助金等	① 補助率:基準額 1/3 ② 補助対処範囲 浄化槽法(昭和 58 年 5 号)第 4 条第 2 項の規 合し、かつ、平成 18 年 4 060121004 号「浄化 要綱の取扱いについて 変則浄化槽又は浄化槽	Eによる構造基準に適 月 21 日環廃対発第 曹設置整備事業実施 Jに該当する浄化槽、	② 補助対 浄化第4条 合い第4条 合の6012 施 要変 と。 (1) 本体費	(1) 本体費用及び設置に必要な工事費 (2) 積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要			事業 が起債措置 囲 用及び設置に必要な工 重対策及び凍結防止対)戸以上であっても地域 得ない場合は対象とす	対策に必要 域の実情に
基準額	21~30 人槽 31~50 人槽	352 (千円) 441 (千円) 588 (千円) 1,002 (千円) 1,545 (千円) 2,129 (千円) 2,429 (千円)	5 人槽 6~7 人槽 8~10 人棉 11~15 人 16~20 人 21~25 人 26~30 人 31~40 人 41~50 人	1,104 1,495 博 2,191 槽 2,937 槽 3,491 槽 4,271 槽 4,743	(千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) (千円)	上記対象筆	西田に必要な額	
地方債	なし			7/30 に下水道事業]る事業費(地方単独		分)、H9か	60%に下水道事業債を らは事業費の 30%に7 置分)を充当	
地方交付税	財政力指数に応じて地力 特別交付税で措置	方負担の最大 80%を	元利償還金	の 44%を事業費補	正で措置		の 44%を事業費補正、臨 の 100%を事業費補正で打	
受益者負担金等	なし		地方自治法	第 224 条「分担金」を根	拠に徴収	地方自治法	第 224 条「分担金」を根拠	に徴収
モデル図 内は 基準額	個人負拍	且 60%	17/30	国費補助金 下水道事業債 (44%交付税措	1/3		下水道事業債 (臨時措置分) (H8までは一般 会計繰出金) (100%交付税措置)	30%
	 		1/10	置) 一 受益者分担金	4/3	90%		•
	1/3 国費補記 国費補記	40%	上回る事業費	下水道事業債 (44%交付税措 置)	90%		下水道事業債 (44%交付税措置)	60%
	80		費	受益者分担金	10%	10%	受益者分担金	10%
H30 道内実施	77 市町村			34 市町村				

表4-1-7 当別町浄化槽設置数

【単独処理浄化槽】

▼一般住宅の単独処理浄化槽設置状況 (令和元年度 当別町環境生活課)

人槽	5	6	7	8	10	11~	計
基数	8基	8基	19 基	22 基	52 基	2基	111 基

▼公共施設、民間施設の単独処理浄化槽設置状況 (令和元年度 当別町環境生活課)

人槽	5	6	7	8	10	11~20	21~50	51~	計
基数	1基	1基	l基	1基	2基	2基	12基	1基	21基

【合併処理浄化槽】

▼一般住宅の合併処理浄化槽設置状況 (令和元年度 当別町環境生活課)

人槽	5	6	7	8	10	11~	計
基数	44 基	8基	59 基	5基	19 基	1基	136基

▼公共施設、民間施設の合併処理浄化槽の設置状況(令和元年度 当別町環境生活課)

	人槽	5	6	7	8	9	10
Ī	基数	4基	1基	4 基	1基	1基	11 基

	人槽	11~50	51~100	101~500	501~1000	1001~	計
ĺ	基数	9 基	4 基	7基	4 基	1基	47基

表4-1-8 関連している法令等

法 令	内 容
浄化槽法	 ① 浄化槽構造基準→設置工事・保守点検・清掃に関する技術上の基準及びその遵守義務(性能・構造は建築基準法による。) ② 設置にあたっての届出義務 ③ 浄化槽管理者の法的義務 ④ 浄化槽製造業者は、浄化槽型式に関して国土交通大臣の認可を受けなければならない。 ⑤ 浄化槽工事業者の都道府県知事への登録 ⑥ 浄化槽清掃業者の市町村長への認可 ⑦ 浄化槽設備士(浄化槽工事の監督者)及び浄化槽管理士(保守点検の義務従事者)の資格 ⑧ 浄化槽の定義から単独処理浄化槽を削除し、新設時の合併処理浄化槽の義務
	付け Control of the c
建築基準法	浄化槽の性能や安全基準及び建築確認に付随した浄化槽の届出(構造審査)に ついての規定
廃棄物の処理及び	一般廃棄物である浄化槽汚泥の収集、運搬、処理に関する許認可及びその基準
清掃に関する法律	について規定
水質汚濁防止法	処理対象人員 501 人以上の浄化槽は、本法律の特定施設に該当し、工場・事業
	所から河川・湖沼へ排出される水について規定
浄化槽法施行細則	浄化槽工事業者登録申請書類等の提出部数等について規定

第2節 生活排水処理計画

1 基本方針

全国的には令和元年度末の全国の汚水処理施設の処理人口は、平成30年度末から28万人増加し、1億1,636万人となりました。これを総人口に対する割合でみた汚水処理人口普及率は、91.7%となりましたが、汚水処理人口普及状況は、大都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は80.3%にとどまっている状況であります。

このような中、本町では、下水道普及率は約83.1%あります。また、個別に整備している合併処理浄化槽を合わせると令和元年度の汚水処理人口普及率は86.6%となっています。

全国比からも高い普及率でありますが、急激な人口増を経て、人口も減少傾向となり、これまで行ってきた下水道事業や農業集落排水事業で進めてきた生活排水施設も一定程度整備を終え、周辺地域への移住者や、従前から下水道等の計画区域外に点在している住宅に対する整備については改めて対応が迫られている状況です。

このような状況から、行政区域内のすべての住民に対して生活排水施設を整備するためには、各種生活排水事業の特徴・制度を勘案し、生活排水処理施設整備の基本方針を明確にする必要があります。

基本方針は次のとおりです。

- ① 公共下水道の事業認可区域内の整備については、ほぼ完了しており、事業 認可区域内の未整備箇所については、今後の住宅建設等の状況を見極めな がら整備します。また、今後とも生活環境、公共用水域の保全のため、既存の 下水道施設の機能維持及び適切な下水道処理運転管理に努めます。
- ② 下水道の計画区域外に分散している家屋については、各戸で合併処理浄化 槽により生活雑排水の処理を行います。
- ③ 下水道の計画区域内に位置し、なおかつ事業認可区域外に分散している家屋については、合併処理浄化槽により処理を行います。
- ④ 現在、単独処理浄化槽を設置している家屋や事業所については、生活雑排水の処理を行うため、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽へ転換を推進します。

2 目標年次

基本計画は、計画策定時から年数が経過し、人口の減少、少子高齢化、関係法令・上位計画の変遷や町財政状況等の社会的要因が大きく変わっていますので、本町の他の計画と整合性を持ち、今後の事業を適正かつ着実に実施出来るように見直しをします。

計画期間は、令和12年度とします。

なお、改訂基本計画は、諸条件に大きな変動のあった場合には必要に応じて見直すものとします。

目標年次	令和12年度
------	--------

3 生活排水の処理の概要

本町における生活排水の処理主体は、表4-2-1に示すとおりです。

集合処理施設としては、公共下水道で整備され、生活排水の処理が行われています。

個別処理としては、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽となっており、処理主体は浄化槽の設置者である個人等となっています。

なお、町域より発生するし尿及び浄化槽汚泥については、札幌市クリーンセンター に搬入して処理を行っています。

表4-2-1 処理施設の分類

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処 理 主 体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	当別町
(2) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(3) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(4) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	札幌市(札幌市クリーンセンター)

4 生活排水の処理目標

生活排水の適正処理の進捗率を表す指標として、生活排水処理率を用い、目標 年次の目標値を次のとおり設定します。

項目	現 況 (令和元年度)	目標年次 (令和 12 年度)
生活排水処理率	86.59%	90.00%

[※]生活排水処理率(%)=水洗化·生活雑排水処理人口÷行政区域内人口

5 生活排水の処理形態別人口

本町の処理形態別人口は、下表に示すとおり、行政人口の約86.6%が水洗化されており、その内訳としては公共下水道が83.1%を占めています。すでに合併処理浄化槽を設置しているのは水洗化人口の4.0%、行政人口の3.5%の割合です。また、非水洗化人口については、行政人口の13.4%となっています。

本町の人口は、総合計画の将来人口から令和12年度の行政区域内人口は 16,000人することを目標としております。

表4-2-2 生活排水の処理形態別人口

項目		佰 口	現況	目標年次	備考
		供 日 	(令和元年度)	(令和12年度)	加 考
行政区域内人口		:区域内人口	15,731	16,000	
	水	洗化·生活雑排水処理人口	13,623	14,240	
		コミュニティ・プラント	0	0	
		合併処理浄化槽	548	640	
		下水道	13,075	13,600	※農業集落排水施設は
	農業集落排水施設		0	0	平成24年度に公共下
			0	O	水道と統合
	水洗化·生活雑排水未処理人口		0	0	非水洗化に含まれ
(単独処理浄化槽)		单独処理浄化槽)	O	O	る。
非水洗化人口		水洗化人口	2,108	1,760	単独含む。
Ė	上活	排水処理率(%)	86.59	90.00	

6 生活排水の処理方式の選定

(1) 生活排水処理に関する各事業の特徴

汚水処理事業としては、国土交通省、農林水産省、環境省、総務省等の事業があります。この分類としては、集合処理を対象としたもの、個別処理(合併処理浄化槽)を対象としたものに分けられます。

表4-2-3 汚水処理事業の一覧

	公共下水道事業	国土交通省
	農業·漁業·林業集落排水事業	農林水産省
佐 人加 畑 2 間 十 2 亩 光	簡易排水施設整備事業	農林水産省
集合処理に関する事業	小規模集合排水処理事業	総務省
	コミュニティ・プラント	環境省
	浄化槽(住宅団地等の集合処理浄化槽)	住宅設置者
	浄化槽設置整備事業	環境省
個別処理に関する事業	浄化槽市町村整備推進事業	環境省
	個別排水処理施設整備事業	総務省

(2) 事業の選定

生活排水処理事業については、基本方針に沿って整備を進めます。

なお、合併浄化槽の設置は、全道の実施自治体の状況及び本町の財政状況などを考慮した事業手法を採用します。

第3節 し尿・汚泥の処理計画

1 し尿及び浄化槽汚泥の現状

本町のし尿の収集・運搬については、民間許可業者に委託しており、浄化槽から 排出される汚泥についても、許可業者が浄化槽清掃時に合わせて運搬し、札幌市 の札幌市クリーンセンターのし尿処理施設に搬入処理しています。

当該施設は、平成7年に供用開始しており、令和2年度末で25年が経過します。

2 計画人口

本町の処理形態別人口は、令和元年度末現在で非水洗化人口が2,108人であることから、これを処理計画の計画人口に設定します。

3 し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬量

目標年次の発生量は、生活排水処理形態別人口と過去の実績による原単位方式により算出しました。

表4-3-1 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量

	現況 目標年次					
	項目	現 目 現 況 (令和元年度)				
行	政区域内人口(人)	15,731	16,000			
U	录処理人口(人)	2,108	1,760			
合	併浄化槽人口(人)	548	640			
U	录収集量(KL/年)	2,567	2,336			
	原単位(L/人·日)	3.33	3.33			
浄	化槽汚泥(KL/年)	733	857			
	単独処理浄化槽汚泥(KL/年)	127	127			
	合併処理浄化槽汚泥(KL/年)	606	730			
し尿及び浄化槽汚泥量(KL/年)		3,300	3,193			
し	尿及び浄化漕汚泥量(KL/日)	9.04	8.75			

4 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、札幌市と連携をしながら、現行の体制により今後も引き続き実施していきます。

なお、札幌市クリーンセンターのし尿理処理施設は、これまで定期的に補修を行い、適正処理に努めています。今後は、下水道整備や接続等の進捗により、し尿量が減少し、一方で合併処理浄化槽による浄化槽汚泥量の増加が見込まれますので、その年間搬入量の推移と経済性や効率性を十分配慮した上で、し尿処理施設の更新計画については、下水道汚泥との共同処理のあり方なども含め、将来的な検討を行っていきます。

第4節 その他の計画

1 生活排水処理対策

生活排水処理対策は、改訂基本計画に掲げる「基本方針」及び「処理目標」に沿って進めていきます。

生活排水の処理は、行政区域全域を対象とし、各処理施設についての内容は以下のとおりとします。

(1) 公共下水道

公共下水道の事業認可区域内については、大部分の整備が完了していますが、 残りの未整備箇所については、今後の状況の推移を見極めながら整備をしていき ます。また、公共下水道が整備されている区域内の下水道未接続家庭の接続を 着実に推進し、水洗化率の向上を図ります。

なお、水洗化の普及促進の目的で、水洗便所改造貸付資金制度を実施してきましたが、引き続き制度を活用し、一層の水洗化の推進を図ります。

また、下水道を取り巻く近年の社会情勢等の変化を踏まえ、更なる運転維持管理の効率化を目指します。

(2) 合併処理浄化槽

公共下水道の計画区域外の地域及び計画区域内において当分の間下水道の整備が見込めない地域においては、生活雑排水の未処理放流を減らし水質汚濁の改善を図るため、合併処理浄化槽による生活排水の処理を推奨し、普及推進を図ります。

合併処理浄化槽の普及推進は、下水道中期ビジョンとの調和も図り、国の補助制度及び町の財政状況を考慮して、目標年次の令和12年度までにどの程度整備するのかの検討を進めます。

(3) し尿処理施設

し尿等の収集・運搬については、引き続き、し尿は町が委託した業者が収集し、 浄化槽汚泥は、町が許可した業者が収集することとします。

し尿及び浄化槽汚泥は、札幌市クリーンセンターへ搬入し、中間処理並びに最終処分をし農地還元を行います。その処理に際しては、放流水に係る水質の管理を徹底し、周辺環境の保全に努めます。

また、公共下水道整備の進捗状況と、し尿等の発生量を見極めながら、今後の処理形態について、札幌市などの関係機関と協議を進めます。

2 広報・啓発活動の促進

家庭から排出される生活雑排水が未処理で放流されることにより、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁が引き起こされます。このことを町民に広く周知し、生活環境や水環境の保全に対する生活排水の適正処理の必要性について、広報誌やホームページ等への掲載による啓発活動を進めていきます。

特に、公共下水道の計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽設置者や維持管理業者等に対して適正な維持管理について周知を図ります。